

ビジネス法務学の確立とそのハブ構想

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学法学会 公開日: 2023-10-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池田, 眞朗 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000039

ビジネス法務学の確立とそのハブ構想

池田 眞 朗

I はじめに

2023年の半ばにさしかかった現在、ほぼ3年に及んだ新型コロナウイルスの蔓延から一応脱した世界は、実は大きな変革の時代に突入したように思われる。私は、金融法務専門誌の巻頭言に、「この変革の時代に、ようやく「ビジネス法務学」を提唱し確立させる時機が到来したようである」¹と書いた。

2023年4月の日本全国の大学の入学式では、多くの大学トップがデジタルやAI、そしてチャットGPT(生成系AI)等に言及したようだが、その中で、慶應義塾大学の伊藤公平塾長が、「これから科学技術の発展がさらに加速し、ビジネスのあり方も目まぐるしく進化する」と言及していたのが目を引いた²。私見では、チャットGPT、メタバース、コネクテッドカーなどの、先端技術による「便利さ」を追求することよりも、人類の生存や持続可能性を求め技術やそれに伴うビジネスの進展のほうを重視しているのだが、いずれにしても、「ビジネスのあり方が目まぐるしく進化する」という言葉を選んだのは、福澤諭吉のDNAをも感じさせる、伊藤氏の卓見と思う。

本稿は、私が2021年に武蔵野法学に発表した「ビジネス法務学序説——武蔵野大学大学院法学研究科博士後期課程の開設にあたって」³と、2023年

1 池田眞朗「ビジネス法務学の確立へ」(巻頭コラム「風をよむ」)金融法務事情2209号(2023年5月10日号)1頁。

2 日本経済新聞2023年4月19日付朝刊27面記事参照。正確には、伊藤塾長は、福澤諭吉の『学問のすゝめ』を読むことを奨励する文脈で、「これからの時代、科学技術や生命科学の発展がさらに加速し、ビジネスのあり方も目まぐるしく進化する世の中において」と語っている。慶應義塾大学HP2023年度大学学部入学式動画(<https://youtu.be/PS0P8ybzPX0>)参照(2023年7月25日最終閲覧)。

3 池田眞朗「ビジネス法務学序説——武蔵野大学大学院法学研究科博士後期課程の開設にあたって」武蔵野法学15号402頁(横書5頁)以下。

3月に出版した編著（武蔵野大学法学研究所叢書第1巻『SDGs・ESGとビジネス法務学』）の巻頭論文「これからのSDGs・ESGとビジネス法務学」⁴、さらに2023年7月出版の編著（武蔵野大学法学研究所叢書第2巻『検討！ ABLから事業成長担保権へ』）の巻頭論文「変革の時代の民事立法のあり方とビジネス法務学——本書の解題を兼ねて」⁵に続けて、私の「ビジネス法務学」の確立に向けて発表する論稿である。

II ビジネス法務学の概念

1 「ビジネス法務」の概念規定からの出発

最初に、若干の定義的な記述から始めておこう。まず、私はここで、「ビジネス法務」を、いわゆる「企業法務」や「金融法務」の総体を指す概念として用いることとする。そして、「企業法務」と「金融法務」のそれぞれについて、以下の注釈を加えておく。

まず「企業法務」は、これまで、「臨床法務（紛争解決法務）」→「予防法務」→「戦略法務」などという発展段階で論じられてきた。本稿が念頭に置くのは、主として「戦略法務」に近いものであるが、しかし後述するように、企業の営業戦略という観点から分析するのでは本稿の趣旨を満たさない（視野が狭すぎ、理念に欠ける可能性がある）。また、臨床法務や予防法務に類するものを分析対象から排斥するものでもない。

一方「金融法務」については、これまでの金融法務が、主に資金を流す側からみた finance law を扱うものだったのに対して、逆に、資金を調達する側に主眼を置いた、いわば funding law⁶ともいえるべき内容を中心として考

4 池田眞朗「これからのSDGs・ESGとビジネス法務学」池田編著『SDGs・ESGとビジネス法務学』（武蔵野大学法学研究所叢書第1巻）（武蔵野大学出版会、2023年3月）1頁以下。

5 池田眞朗「変革の時代の民事立法のあり方とビジネス法務学——本書の解題を兼ねて」池田編著『検討！ ABLから事業成長担保権へ』（武蔵野大学法学研究所叢書第2巻）（武蔵野大学出版会、2023年7月）1頁以下。

6 この funding law という表現は、このような企業の資金調達を主眼とする金融法を何と呼ぶべきかという筆者の質問に対して、故池尾和人慶應義塾大学経済学部教授がご教示くださったものである。

えている。

つまり、これまでの「企業法務」は、もっぱら実務でのさまざまな取引を法的な側面から見て効率的に推進し、企業等に利益をもたらす技法やノウハウを示すものと理解されてきたとあってよからう。また「金融法務」は、伝統的にはいわゆる金融庁の統制下の銀行その他の金融機関の法務が中心で、資金調達側からのアプローチは相対的に少なかった。そして、「企業法務」と「金融法務」が、その主体を異にするゆえにそれぞれ別の角度から論じられてきたきらいがある。

しかしながら、私の設定する「ビジネス法務学」では、両者を有機的・必然的につなげる形で扱う。そして重要なことは、ビジネス法務学は、企業法務や金融法務の現状を分析し検討するというだけのものではなく、それを超えて、わが国ばかりでなく世界の取引社会のあるべき「ルール創り」の総体を研究対象とするものなのである。以下にはそれを一段ずつ説明していこう。

2 「ビジネス法務学」の概念——既成概念との区別

「ビジネス法務学」は、上記のように定義した「ビジネス法務」を研究対象とするだけのものではない。私はすでに、ビジネス法務に「学」はあるか、と問題提起していた⁷。しかしそれは、これまで「ビジネス法務」が「学」として論じられることは（つまりその理念や理論が語られることは）ほとんどなかったという意味⁸での、まさに「問題提起」のキャッチコピーであった。けれども本稿の段階では、もう一段、認識レベルが上がる。つまり、「ビジネス法務学」は、現状の「ビジネス法務」を研究し論評するにとどまるのではなく、他のさまざまな学問分野との連携のもとに、現状の「ビジネス法務」の内部的検討を超えて、対象を規範的に評価・判断したうえで、社会生活の持続可能性に寄与する「ルール創り」を志向する学問なのである（こ

7 池田・前掲注4)「これからのSDGs・ESGとビジネス法務学」池田編著『SDGs・ESGとビジネス法務学』（武蔵野大学法学研究所叢書第1巻）5頁以下。

8 池田・前掲注4)「これからのSDGs・ESGとビジネス法務学」5頁以下参照。

の点はさらに後述する)。

また、「ビジネス法務学」は、「ビジネス法学」ではない。ビジネス法学と称されるものは、結局、ビジネスにかかわる法律、すなわち民法や商法、会社法、金融商品取引法、知的財産法などを研究しまた教授する、法律学の一つのカテゴリーに帰結してしまう。それでは、旧来の法律学の枠内で、その限界性にとらわれたままなのであって、私の問題意識には全く応えることができないのである。

3 「ビジネス法務学」の概念——法律学との区別

より明確に言えば、「ビジネス法務学」は、旧来の「法律学」とは別物なのである⁹。

これまで、企業法務や金融法務を考究する論稿は、法律学のカテゴリーの中での、「理論と実務の架橋」とか、「理論と実務の融合」などの研究と位置づけられてきた¹⁰。つまりそれらの論稿は、法律学の中であって、法律学の理論を補強したり補充したりするものであって、あくまでも法律学のカテゴリーの中で、かつ法律学に付随する存在であったのである。

しかしながら、まず強調しておかなければならないことは、ビジネス法務学は、法律学とは別物であり、かつ法律学に付随・付従する存在ではない、ということなのである。

確かに法律学は、ビジネス法務学の主要な構成要素ではある。しかしそれは、ビジネス法務学が法律学の知識や論理を前提とするものであるということに過ぎない。つまり、ビジネス法務学は、法律学の一分野ではないのである。逆にビジネス法務学のほうが、法律学を含めた多様な学問分野を参照しそれらと連携するものなのである（この点については後述の「ハブ構想」の

9 このことはすでに池田・前掲注1)「ビジネス法務学の確立へ」金融法務事情 2209号1頁で示し、池田・前掲注4)「これからのSDGs・ESGとビジネス法務学」30頁以下で概説している。

10 金井高志「ビジネス法務の意義とビジネス法務学構築のための検討課題」池田眞朗編『実務家教員の養成—ビジネス法務教育から他分野への展開』（武蔵野大学法学研究所、2023年）50頁は、ビジネス法務学の特質を挙げる中でこの二つを示している。

記述を参照)。

ビジネス法務学と法律学との差異は、以下のことから論証できる。今日、伝統的な法律学は、解釈学偏重の、いわば出来上がっているルールを研究し教授する、その意味で静態的な学問になってしまっている。これに対して、これから確立されるべきビジネス法務学は、社会の動態をとらえる学問なのである。ここに、法律学とビジネス法務学の決定的な差異がある。

というのは、ビジネス法務はそれ自体が「動くもの、変化進展するもの」なのであり、その動態をどうとらえ、どう評価し、どう提言するかが、「ビジネス法務学」の要諦ということになる。そして、その差異は、めまぐるしく変革する社会においては、法律学との優劣関係の逆転さえ予測させる。

つまり、法律という形態による社会コントロールの仕組み自体が、これまでの地球社会では、一定の機能を果たし、学としても歴史的に確固たる評価を受ける地位にあり続けられたのだが、現在さしかかっている急激な変革の時代には、変化の後追いになってしまいその機能を十分に果たせなくなる、という危険をはらんで（さらに言えば、欠陥を持って）いるのである。

しかも、現状のわが国における法律学（少なくとも私が専門とする民法学）の実情は、異常なまでの学理的な「解釈学」偏重の世界であり¹¹、その研究者養成教育の中では、解釈論から逸脱する「立法論」が排除されてきたのである（その結果、2017年の民法債権関係改正では、学者の解釈学的な整合性を求める議論が目立ち、弁護士会などから、立法事実（法改正をしなければいけない実情）の希薄さを批判されたりしていた）。これは、長年法律学に与えられてきた優越的地位（少なくとも学問として一定の安定的な評価と敬意を得られる地位）に安住してきた弊害を示すものに他ならないと考えられる。

また、法律学には、その「法律による社会コントロール」という意味で、

11 池田眞朗「行動立法学序説——民法改正を検証する新時代の民法学の提唱」法学研究（慶應義塾大学）93巻7号（2020年）61頁以下（同『債権譲渡と民法改正』〔債権譲渡の研究第5巻〕（弘文堂、2022年）603頁以下所収）参照。

どうしても上位下達の権威主義的な側面も見え隠れする。

これに対して、ビジネス法務学の要諦は、私がすでに書いたように、「創意工夫を契約でつなぐ」¹²ということである。ビジネス法務学では、社会の「ルール」を広くとらえ、法律や政令、条例といった形態だけでなく、業界団体の自主規制などのいわゆるソフトローはもちろんのこと、広く契約（しかもこれは個人間、企業間だけでなく、町内会の取り決めから国家間の合意までを含む）による自主的な「ルール創り」を第一義に考える。その「契約という自主ルール」によって、さまざまな主体の行動をつなぎ、社会の変革から生ずる諸問題に対処して、人々の持続可能な生活・生存を探求していくのである。

以上の諸点からすれば、地球規模の社会変化が急速・多様になればなるほど、それに対処する民主的な自主ルールの形成という点で、法律学よりもビジネス法務学にいわば軍配が上がるのではあるまいか。

4 「ビジネス法務学」の概念——具体的内容の構築

以上の諸点から、ビジネス法務学の具体的内容を固めていこう。

まず、すでにこれまでの拙稿で述べたように、ビジネス法務を「学」として探究することになると、そこでは当然、企業や金融機関の目先の利潤とか収益とかの指標を超えた、ビジネス法務の理念や、倫理を論じる必要が出てくる。この点は後述の「ビジネス法務学における倫理と研究倫理」のところでもまた詳論するが、そこに大きな関係を持ってくるのが、CSR すなわち企業の社会的責任の議論であり、さらに現下の標語でいえば、SDGs と ESG あるいは ESG 投資の問題なのである。したがって、ビジネス法務を「学」としてとらえるならば、必然的に SDGs と ESG を考察しなければならないという想定が成り立つ。

ここにおいて、前述の法律学との差異がもう一つ明瞭になる。というのは、

12 池田・前掲注4)「これからのSDGs・ESGとビジネス法務学」35頁。

SDGs・ESG は、出来上がったルールではなく、これからのルールを創る「課題」なのである。したがって、これ（今から解決すべき課題を論じること）は、既存のルールを論じる法律学には向かない（もっと言えば、対処しきれない）ものである。そして、SDGsの目指す、地球規模の持続可能性こそは、年限を限って達成させる（達成しうる）目標ではなく、今後の人類が永遠に追究すべき、不変の理念なのである。そこにこそ、SDGs・ESGとビジネス法務学の必然的結合が見出せるのであって、それは、とりもなおさず、ビジネス法務学の、既存の法律学に対する独自性（さらに言うならば優位性）につながる、というのが私の見解である¹³。

また、そこから、ビジネス法務学の社会先導的役割が見出せる。立場の客観性を伴っての、変革の時代をリードする選別と評価、推奨というものがビジネス法務学の役割として設定されなければならない。たとえば、グリーンウォッシュの問題や、サプライチェーンまで見た金融支援、かつてABLについて私が論じた「生かす担保」論¹⁴の、支援と共生の考え方の普及浸透など、SDGsとESGの両面にまたがった考察は、ビジネス法務学こそが引き受けるべきものであろう¹⁵。

5 「ビジネス法務学」の概念——具体的内容の構築

以上の考察から、「ビジネス法務学」の目的を、「地球規模での急速な変革の時代にあって、その変革の動態を把握・分析して、人々の社会生活の持続

13 以上については池田・前掲注4)「これからのSDGs・ESGとビジネス法務学」32頁参照。

14 「生かす担保」論を最初に提示した論稿は、池田真朗「ABL等に見る動産・債権担保の展開と課題——新しい担保概念の認知に向けて」伊藤進先生古稀記念論文集『担保制度の現代的展開』（日本評論社、2006年）275頁以下（池田真朗『債権譲渡の発展と特例法』〔債権譲渡の研究第3巻〕（弘文堂、2010年）320頁以下所収）。その後、池田真朗「ABLの展望と課題——そのあるべき発展形態と「生かす担保」論」NBL864号（2007年9月）21頁以下（池田・前掲『債権譲渡の発展と特例法』335頁以下所収）に詳論し、池田真朗「ABL——「生かす担保論」後の展開と課題」NBL975号（2012年）32頁以下（同『債権譲渡と民法改正』（弘文堂、2022年）406頁以下所収）でフォローしている。池田・前掲注4)「これからのSDGs・ESGとビジネス法務学」32頁参照。さらに池田・前掲注5)4～5頁本文と注11)参照。

15 この点は、池田・前掲注1)「ビジネス法務学の確立へ」金融法務事情2209号1頁で指摘している。

可能性のために最適な「ルール創り」を実現することを目的とする学問」と定義したい。いささか大上段な定義であるが、翻って現代社会に生起しつつある諸問題を見れば、このような目的を持った学問の誕生は、必然であり必須なのではなかろうか。

Ⅲ ビジネス法務学の学問体系

1 「ビジネス法務学」における総論と各論

学問体系という観点からいえば、ビジネス法務学は、総論と各論から構成される。

総論部分は、上記の、ビジネス法務学の本質論の問題であり、かつその理念、哲学の問題となる。もちろん、この本質論は、文字通り新興の学問として、今後より検討を深めて行く必要がある。

2 「ビジネス法務学」におけるカリキュラム構成——総論部分

また、「ビジネス法務専攻」をうたう武蔵野大学大学院法学研究科などの場合、その本質論にしたがって、カリキュラム構成をどう進展させていくか、また個々の科目において、既存の法律学からどう脱却し進化させていくか、が次の問題となる。

具体的には、武蔵野大学法学研究科を例に取れば、①すでにカリキュラム中に設置されている、「起業ビジネス法務総合」、「ビジネスセキュリティ法」、「知的財産政策」、「ビジネス法務専門教育教授法」など、独自のビジネス法務学の実践科目を強化するとともに、②独立の科目とするかどうかは別としても、（すでに一部の科目で取り入れている）行動立法学、普及学、さらには交渉学などの新しい学問をカリキュラムに加え、すでに英文科目として設置してある「リーガルライティング」を契約書作成法などのより一般的な科目として整備することも考えられる。

そして、その総論部分の一部は、次に述べる、ビジネス法務学における倫理と研究倫理、の問題を扱うものになることもあらかじめ述べておこう。

3 「ビジネス法務学」における各論の例

また、その各論部分は、現在の世界の情勢からすれば、無限に増殖していくとあってよからう。すでに私が上記法学研究科で担当する「ビジネス民法総合」では、「EV（電気自動車）のビジネス法務学」「太陽光発電のビジネス法務学」「風力発電のビジネス法務学」などというテーマを扱っている。さらに知的財産法関連でいえば「ペロブスカイト型太陽電池特許のビジネス法務学」（「ビジネス民法総合」に知的財産法の教員を招いて実施済み）¹⁶、金融法関連でいえば、「口座送金のビジネス法務学」（これは規制法と促進法の問題を分析する好例にもなる。また暗号資産の問題にまで関連する）、さらに「サプライチェーン（供給網）のビジネス法務学」（これはメーカーと部品会社の関係もあれば、レアメタルやレアアースの供給網という、国際取引や地政学、経済安保の問題になる部分もある）。また、行政法関連でいえば「マイナンバーカードのビジネス法務学」（日本国内で話題になっている政府の手際や立法手順の問題だけでなく、電子政府の国際比較や政府が民間と結ぶ調達契約や業務委託契約等の問題などにもつながる）などが次々に想定される。まことに、各論テーマは無限に生み出されるとあってよい。

そしてこれらはいずれも、私がビジネス法務学の要諦として掲げた、「創意工夫を契約でつなぐ」という観点から分析することが重要になるのである。

法学研究科ビジネス法務専攻としては、その各論部分を、各科目にどう取り込み、シラバス上にどう反映させるか、がこれからの課題になる。

IV ビジネス法務学の各論の実践例

16 薄く、曲げることもでき、かつ従来のシリコン型よりも安価で製造できるペロブスカイト型の太陽光発電装置は、日本人（桐蔭横浜大学宮坂力特任教授）の発明であるが、当時国内特許しか取らず海外特許の取得に至らなかったため、結果的に海外での量産が先行することになった（ペロブスカイト型は2023年になって東京都の実証実験等で大きな話題になるが、実はすでに日本経済新聞では2021年9月3日の朝刊14面に「コスト半減の太陽電池 量産」（三隅勇気、草塩拓郎署名記事）として、ポーランドや中国等での量産や、国際特許を取得できなかったことの問題点等が大きく報道されている）。実際には海外特許取得には多額の費用がかかり、この問題は、上記記事が指摘する通り、国の研究者支援、知的財産政策にかかわる。

1 「ビジネス法務学」各論のカリキュラム上の実践例

ここでは、ビジネス法務学の各論に関する現段階での実践例を挙げておこう。まず、上記のカリキュラム上の実践例として、私自身の修士課程担当科目「ビジネス民法総合」の授業内容の進展を述べておきたい。いまだ粗削りな段階であるが、ある意味でこの数年で急速な変容を遂げた一例である（私自身の、「ビジネス法務学」形成過程の進化実証例ともいえる）。

少しく背景状況からの説明をお許しいただきたい。武蔵野大学大学院法学研究科は、2018年の開設である。私は、開設責任者として（当時副学長、法学部長、法学研究科長を兼務）カリキュラム設計等にもあたったのであるが、正直のところ、その段階では本稿で論じている「ビジネス法務学」は、まだ明確に展望できていなかった。しかしながら、社会人のリスキリングを考えて、フレックス勤務対応として授業は午前と夕方に設定し、学部からの進学者と社会人と留学生を3分の1ずつ受け入れるイメージで開設した（これまでの毎年の入学者数は多くはないが実際に初年度はこの構成になった）。また、2019年度からは、武蔵野大学は、文部科学省の「持続的な産学共同人材育成システムの構築事業」に参加し、社会情報大学院大学（現在の名称は社会構想大学院大学）を基幹校とする、実務家教員養成の「実務家教員COEプロジェクト」の共同申請校となり、法学研究科（法学研究所）がその実施を引き受けることになった。後述するように、実際にはこのことが、ビジネス法務学への道を開いたといえる（また、2021年開設の博士後期課程に毎年コンスタントに入学者があるのは、この実務家教員養成のプログラム（本学カリキュラムとしては「ビジネス法務専門教育教授法」を設置）の存在が大きい）。

さらに、たまたま新型コロナウイルス蔓延の時期と重なったのだが、2020年からは、「ビジネスマッチング方式」と称して、教員と院生の交渉・合意で、授業形態を対面やオンラインから選択できる（弁護士教員の場合は、大学キャンパスか法律事務所での授業かも合意で選択できる）方式を採用した¹⁷。も

17 文部科学省は、学部と違って大学院の場合には対面科目の比率の設定等をしていない。

もちろん、あくまでも院生相互や他の教員に不利益を生じない中での合意が必要であるが、対面・オンラインのハイフレックス実施も可能である。さらには、デフォルトで定めている時間割の曜日時限を、合意で変更することもできる（以上の講義場所の変更や曜日時限の変更は、研究科長に届けて研究科委員会で承認するシステムにしている）。

以上の措置は、ことに社会人学生に向けての配慮であったのだが、授業の内容までは、（ことに2018年の開設時には）正直のところ「ビジネス法務学」としての十分な配慮がなされているとは言えなかったのである。

具体的に言えば、私の「ビジネス民法総合」では、初年度は、ビジネス法務に関連する判例（抵当権の賃料債権への物上代位やサブリースなど）を扱っていた。それは、ビジネスの背景まで深掘りした授業ではあったが¹⁸、まだ「法律学の枠内での」授業であったと言える。その他には、2017年公布（2020年施行）の民法債権関係改正の内容を授業の素材にしたが、これは前述のように改正自体が学理的な内容の多いものであったため、それらに批判を加えることは多かったものの、授業自体が法律解釈学にかかわる学理的な内容になってしまったのはある意味仕方のないことであった。

その授業が本稿で述べる「ビジネス法務学」に進化したのは2022年からである。つまり、「ビジネス民法総合」の名称は変わらないが、民法の守備範囲である「契約」を基軸に、扱う事案はかなり広範なものになった。

そしてその内容が、従来の、民法関係の判例や改正法（いずれもいわば「出

18 周知のように、抵当権の賃料債権への物上代位は、バブル経済崩壊後の不動産の値下がりによる不良債権の増加が、抵当権本体の実行ではなく賃料債権への物上代位による回収に向かわせたものである。それを判例が承認する形になるのだが、一方で、ビルのテナント料などを対象とする（正常業務としての）債権譲渡による資金調達との優劣関係が問題になる（ビジネス法務的には、債権譲渡は物上代位を避けるための対抗策という見方は適切ではない）。サブリースの場合も、判例は結局賃貸借として借地借家法の適用を認めるのだが、不動産の所有者にデベロッパーが自らの借り上げと運用を保証してビル建設を勧め、金融機関が建設資金の融資を持ち掛けるという事例で、金融機関とデベロッパーが密接な関係にあり、金融機関が不動産所有者に話を持ち掛けたという実態があるケースで、実際にデベロッパーがテナント料を当初計画のように集められず、（不動産所有者が融資金を返済できなくなるのに）デベロッパーが所有者に賃料の引き下げを請求して訴訟を提起して認められる、という結果になりうる。

来上がったルール」)の解説から、課題解決型の授業に変わったのである。

その一例が、風力発電の契約問題(国と企業の間の入札の条件設定の問題から、海外企業の撤退・国内企業の行動変化や、地方自治体の企業招致の問題など)を扱った授業(これは国がどういう参入条件(ルール)設定をすれば、企業はどう行動するか等、私の提唱している行動立法学からも好個の研究素材である)や、すでに旧稿でも触れている、「石油元売り会社の法務部員が、会社直属のガソリンスタンドの顧客減(電気自動車への乗り換えによる)に対処するためにどうしたらよいか」という課題を設定した授業¹⁹などである。後者などはまさに「創意工夫を契約でつなぐ」好例である。

2 「ビジネス法務学」各論の発信例——太陽光発電ビジネス再考

次に掲げるのは、大学院授業ではなく金融法務専門誌に巻頭言として発信した例である。タイトルは「太陽光発電ビジネス再考——SDGsとビジネス法務学」とした²⁰。巻頭言という紙幅の制限の関係で、意を尽くせなかった部分もあるため、これを、以下に注記を加えつつ紹介したい。

内容は、ある大手自動車会社が、自社工場敷地内に大規模な太陽光発電設備を設置し、この工場の電力をまかなうという新聞記事に、「わが国では珍しい」という記述があったところから説き起こしている。記事の記述はその通りなのであるが、それは、日本では、太陽光発電が政府の電力固定価格買取制度(FIT)²¹に乗った「売電ビジネス」で発展してきた歴史があるからなのである。私はこの「売電」に当初から違和感を覚えてきた。つまり、

19 池田・前掲注4)「これからのSDGs・ESGとビジネス法務学」本文32頁と注54)参照。

20 池田眞朗「太陽光発電ビジネス再考——SDGsとビジネス法務学」銀行法務21・699号(2023年6月号)1頁。

21 FIT(Feed-in Tariff)制度は、政府の従来の再エネ発電事業の促進策で、再エネ発電事業者が発電した電気を、あらかじめ定められた一定の調達価格で一定の調達期間にわたって電力会社が買い取る制度である(後掲する長島・大野・常松法律カーボンニュートラル・プラクティスチーム編『カーボンニュートラル法務』(金融財政事情研究会、2022年)19頁以下参照)。これによって日本における再エネ発電設備(ことに太陽光発電設備)の導入は急速に拡大したのであるが、この制度は、安易に高めの買取価格を設定すると、事業者の無定見の参入・乱立を招く(これは行動立法学的には当然の見えやすい欠陥である)。その結果、事業者による森林の環境

SDGs の観点から言えば、電力を売って儲けるのではなく、電力の「自給自足」を考えるのが当然なのであって、この自動車会社（トヨタ自動車）のやり方こそが多数を占めるべきなのである。

わが国では、一時太陽光発電関係が ABL の統計でかなりの割合を占めたが、これは政府の買取制度の設定にいわばつけ込んだものもあり、私は評価できなかった²²。そこで私は、「本来、SDGs の考え方——その最大のキーワードは、「持続可能性」である——からすれば、脱炭素も地方創生も、その達成のためにはこの社会は「超高度自給自足社会」に向かうべきなのである。」と書いたのである（もちろん、この「超高度自給自足社会」論には見方によって問題もある）²³。

そして、「その意味で、今般ある大手不動産会社が、国内数か所に新たに太陽光発電所を稼働させ、(FIT や FIP²⁴ 目的ではなく) 自社が保有する商業施設などに直接供給する取り組みを始めるのは、正しい方向である。また、東京都などが新築住宅に太陽光パネル設置を義務付けるのも同様に評価できる。「売電」で儲けるのではなく、また電気代が安くなるという発想だけでなく、CO₂ 排出量の削減などによる「持続可能性」をめざす姿勢が評価されるべきなのである。」と続けた（文中の不動産会社は三井不動産である）。

破壊を招いたり、2023 年には再生可能エネルギーによる電力の出力制限が行われるに至ったりしている。いささか安直な施策であったというべきである。

22 池田真朗「今後の金融法務の展望——SDGs と ESG の発想を入れて」銀行法務 21・872 号（2021 年 7 月号）1 頁（池田真朗『債権譲渡と民法改正』〔債権譲渡の研究第 5 巻〕444 頁所収）。

23 ここでいう「超高度自給自足社会」は、食料の地産地消などを超えて、電力などの自給自足までも論じるわけであるが、世界的に資源（ことにレアメタルやレアアース）の自給自足ということになると、各国の資源囲い込みやそれに伴う国際ビジネスの変化にとどまらず、国レベルの国際秩序の再編成や経済安保の問題などに逢着する。

24 FIP(Feed-in Premium)制度は、2022 年 4 月 1 日に施行された改正再エネ特措法(正式名称は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」)によって導入されたもので、再エネ事業者が再エネ電気を市場取引や一般の相対取引で販売することを前提に、一定の補助額を交付する制度である。上述の FIT をいわば改良した施策であり、固定価格での買取りではなく、FIT 制度と同様に一定の「基準価格」を定め、市場取引等により期待される収入である「参照価格」との差を、「供給促進交付金」(プレミアム)として、一定期間にわたって再エネ発電事業者に交付する制度である(前掲注 21)『カーボンニュートラル法務』20 頁以下参照。同所により詳細な解説もある)。

そして、本論文の冒頭で述べたように、ビジネス法務学では、「企業法務」と「金融法務」の双方を対象にするので（さらに言えば、両者を関連付けて把握すべきなので）、論旨をその方向に展開して、「これからの金融法務は、大企業・中小企業を問わず、融資先のそのような「理念」を見極めて融資の優先順位を考えるべきであろう。その意味で、各地の金融機関で、SDGsや脱炭素を基準に取り入れた融資が実行され始めていることは高く評価される。時代はすでに、すべてのステークホルダーが持続可能性を自分事と考えて協力しなければ維持発展が望めない状況にあるからである。」と書いたのである²⁵。

そして記述は、「世界では、脱炭素の達成状況を、メーカーなどの大企業単独で評価するのではなく、そこへの部品を供給する会社等を含んだサプライチェーン全体で評価するようになってきている。それならば、たとえば太陽光パネルの部品を製造する町工場などには、工場自身の排出量軽減策も含めて、より支援の融資が考えられてよい。また、現状の太陽光パネルは、経年劣化した場合の廃棄処分の問題などが指摘されているので、ペロブスカイト型などパネル素材の改良や、回収再利用を試みるスタートアップ企業などにも光が当てられるべきであろう。」と書いた。これは、私が先に掲げた論稿「これからのSDGs・ESGとビジネス法務学」で提示した、金融機関の「創意工夫」の論点²⁶につながるものである。

以上のようにして、限られた紙幅の中で、太陽光発電ビジネスをビジネス

25 「すべてのステークホルダーが持続可能性を自分事と考えて協力しなければ維持発展が望めない状況にある」というのは、すでに2021年の段階で前掲注22)の池田「今後の金融法務の展望——SDGsとESGの発想を入れて」で使った表現である。

26 池田・前掲注4)論文池田編著『SDGs・ESGとビジネス法務学』17頁以下参照。

なお、本稿の文脈との関連では、VI 4に後述するABLとの関係で、ここで一点付記しておきたい。現状経営面でさまざまな「創意工夫」が求められている地方銀行の中で、ふくおかフィナンシャルグループが金属加工製品の専門商社を設立し営業を始めたという（日本経済新聞2023年8月4日朝刊8面関口由紀、湯浅兼輔署名記事「細る地銀 異業種で戦う」参照）。記事によれば、「機械設備などに使う切削・板金加工品など基礎的な金属製品を中心に発注者と工場をつなぐ」ものだという。これは、私の見解でいえば、地域金融機関による「ABLの内製」あるいは「ABLの発展形」といえる。地方銀行は、記事も言及している2016年の銀行法改正でできた「銀行

法務学的に分析し、これからのビジネス法務（企業法務と金融法務の総体）の要諦は、SDGs・ESGを念頭に置いて「創意工夫を新しい契約でつなぐ」ところにある、ということを発信した次第である。

V ビジネス法務学における倫理と研究倫理

1 二つの意味での重要性

ビジネス法務学においては、倫理は2つの意味で重要になる。一つは、学問対象に対する倫理的分析の問題で、もう一つがいわゆる研究倫理の問題である。

つまり、ビジネス法務が本来、企業や金融機関の利潤追求の行動を実現する手段としての側面を持つことは否定できないのであり、それを研究対象とするビジネス法務学は、他の学問以上に、学問対象を分析・検討する上で倫理の問題を意識しなければならないのである（そこに、すでに前稿²⁷で述べたようにビジネス法務がSDGsやESGの問題と必然的に結びつく理由がある）。したがって、倫理性の問題は、当然にビジネス法務学の学問内容の一部となる。

一方で、いわゆる「研究倫理」の問題は、他の社会科学や自然科学の学問分野とは、また違った意味で重要になる。それは、①学問対象として私企業の具体的行動を扱うことが多くなるため、いわば私企業のプライバシーの問題（どこまで企業として公表しているのか、論文等でどこまで周知のこととして企業名を顕名してよいのか）が出てくる。②またそれに関連して、最新

業高度化等会社」の制度によって、商社等を設立することが可能になったわけであるが、在庫品や売掛債権を担保に融資をして優良な地場企業の資金調達を助ける ABL の発想を、さらに一歩進めて、金融機関が「融資」で助けるのではなく、自ら商社として地場企業と買い手のマッチングを図る、という構図が読み取れるのである。これはまさに私見がビジネス法務学の要諦としている「創意工夫を契約でつなぐ」の実践例といえるのではなかろうか。ちなみに、ふくおか FG の福岡銀行は、2005 年に商工中金と組んで日本初の ABL を実施した銀行である（池田・前掲注 14）論文『担保制度の現代的課題』275 頁以下、同『債権譲渡の発展と特例法』327～328 頁所収。池田・前掲注 4）論文『SDGs・ESG とビジネス法務学』17 頁も参照）。

27 池田・前掲注 4）論文『SDGs・ESG とビジネス法務学』7 頁以下参照。

の動態を追う学問であるため、新聞等マスコミの報道について「事実」と「予測」の区別・整理も必要になる。③さらには、新聞報道などを分析に活用する場合には、その報道記事が一社あるいは一記者の独自取材による署名記事であったり、独自の先見的な見解の表明であったりした場合には、そのプライオリティを明らかにしたり、場合によってはその著作権を顕名して尊重したりする必要がある（新聞記事などを旧来の法律学における学説のように扱って出典を明示する必要がある）、ということである。

以上の点をより深く考察していこう。

2 ルール創りの「可能」性

対象行動に対する倫理的分析というのは、たとえばある企業の行動が倫理に反しているかどうか、という、旧来の法律学でも行っている規範的判断と同レベルのことを指しているのではない。もちろんそのような（出来上がっているルールから見た）規範的判断もビジネス法務学の守備範囲ではあるが、すでに別稿に述べたように、ビジネス法務学の要諦は「創意工夫を契約でつなく」²⁸ という新しいルール創りにあるのであるから（繰り返すが、契約も当事者間の新しい「ルール」であり、その当事者は個人だけでなく企業である場合も、場合によっては国である場合もある）、ビジネス法務学の倫理的分析は、どのようなルール創りが「可能」か、というレベルに広がることになる。その「可能」性に鍵カッコがつくのは、単に「できる」かどうか、つまり既存の法規制から見た許容性の問題ではなく、どこまでが創意工夫でできるのか、またその創意工夫をしていいのか、その創意工夫をすることが社会あるいは世界にどういう問題を引き起こすのか、などという問題にまで踏み込むからである。

そしてそこには、私見の提唱する行動立法学の問題が当然に関係してくる。広い意味でのルール（法律や政令などだけではなく、契約や自主規制の取り決めなども含む）を創る前には、そういうルールがあったら、人はどう行動

28 池田・前掲注4) 論文『SDGs・ESGとビジネス法務学』36頁。

するのかというシミュレーションを事前にしてから創るべきという主張である²⁹。

3 ビジネス法務学と Society 5.0 の「規範的判断力」

既に別稿で何度か触れたことだが、ここでビジネス法務学と「規範的判断力」の関係を論じておこう。ビジネス法務自体が、企業や金融機関の利潤追求の活動を前提にしていることから、「学」としてのビジネス法務学には、この問題が非常に重要となる。

元富士通シニアフェローの宮田一雄氏は、日本経済新聞に、「規範的判断力こそ重要」と題した寄稿をしている³⁰。論稿の文脈は、職務内容を明確にして成果で評価する「ジョブ型雇用」への移行に際しては、大学院教育を通じて高度な専門性を備えた人材を育てることが重要になるという趣旨であるが、その内容は、宮田氏が分科会の会長を務めた、2018年10月から2年半にわたる、経団連と大学側で作った産学協議会に置かれた、Society 5.0（超スマート社会）時代の人材育成に関する分科会の検討内容の紹介が中心になっている（ちなみに、「超スマート社会」という、国側のネーミングは全くわかりにくい）。社会情報大学院大学（現在の名称は社会構想大学院大学）の川山竜二教授は、これを「（競争激化の）知識社会」と呼ぶ³¹。

宮田氏は、協議会の議論に基づいて、学部レベルのリベラルアーツで思考の枠組みを培い、大学院教育で専門性を伸ばすという提言をするのだが、右の協議会が、高度専門人材のためのリベラルアーツとして「幅広い知識と論理的思考力、規範的判断力を身につけること」と定義したと紹介して、「これからは「望ましい社会や企業とは」「公正な社会とは」といった判断が避

29 池田・前掲注11) 論文60～61頁（同『債権譲渡と民法改正』603頁）参照。

30 宮田一雄「規範的判断力こそ重要」（日本経済新聞2021年8月3日朝刊経済教室）。

31 池田眞朗「「コロナを超える」新しい法務キャリアの学び方——ビジネスマッチング実践型「武蔵野大学大学院」の法務人材育成と実務家教員の養成」池田眞朗編著『アイデアレポート ビジネス法務教育と実務家教員の養成』（武蔵野大学法学研究所、2021年）202頁以下の引用参照。

けて通れない。それには一定のトレーニングが要る」と書き、「複雑な社会課題の解決や共通善に向けた新たな価値づくりのためには、論理的思考力に加え規範的判断力が必要なのだ」と説いている³²。

この宮田氏の指摘は、ビジネス法務学にとって非常に重要である。もちろん、いわゆる「社会規範」の問題は、これまで法律学が中心に担ってきたことは確かである。ただそれは、学説の上では、理論形成の根拠の一つとして、「社会正義」とか「弱者保護」とか「公序良俗違反」などという、一般化、抽象化された概念として扱われてきたし、判例の判断に含まれるものは、発生した紛争の解決処理における規範操作であったわけである。しかしここで宮田氏の言う「規範的判断力」は、これからの行動における指針や基準に含まれるものなのである。この点で、まさに動態把握型、課題解決型の学問が必須要素として取り込まなければならないのが、この「規範的判断力」なのである。これをどう学問体系の中に位置づけるか、が今後のビジネス法務学の一つの課題であることは確かである。

以上の考察から、ビジネス法務学における倫理とか倫理的判断とかの問題は、この学問の本質にかかわる、かなり重要な地位を占めることになるのである。

4 ビジネス法務学における研究倫理の核心

それでは、先にも若干触れたが、ビジネス法務学におけるいわゆる研究倫理プロパーの問題の核心はどこにあるのか。私は、一番の問題は情報(データ)の処理にあると考えている。つまり、上述したように、ビジネス法務学は動態把握の学問で、具体的には、企業や金融機関、さらには政府や地方公共団体などの最新データを分析対象として扱うことになる。最新の、しかも動いているデータを対象にする学問においては、その分析・評価・選別という作

32 同氏の立論の詳細は、池田眞朗「ビジネス法務教育と実務家教員の養成——本質的法学教育イノベーションとの連結」池田眞朗編著『実践・展開編 ビジネス法務教育と実務家教員の養成2』（武蔵野大学法学研究所、2022年）8頁以下参照。

業の客観性の担保が問題になるのは当然であるが、研究倫理としては、データの秘匿性、企業名等の公開可能性、さらには場合によっては、理系の学問と同様な、検証可能性が問題になることもありうる³³。

この点を、論文における引用表記法の観点から検討してみよう。法律学の場合は、かなり厳密な引用表記法が確立しており、判例の判決文の引用は（法律学では常識だが）一字一句変えずにして、引用文の前後に鍵カッコをつけるとか、同様に、論文の一節の引用も、そのままの文章を引用するときには、同じく引用文の前後に鍵カッコをつけて引用し、鍵カッコの後に注番号を付けて、その出典の掲載誌の巻号に頁まで明記しての引用をし、その論者の論旨を引用する場合には、その引用注記の末尾に「〇〇頁参照」と表記するなどの引用表記法が確立しているわけである。ビジネス法務学においても、そのような引用・表記に準じる必要がある。

ただその意味が若干異なる。つまり、法律学の場合の厳密性は、他者の文章に含まれる判断基準等を的確に再現して論評することを重視している（ここに解釈学重視の学問の特徴が表れているといえる）のであるが、ビジネス法務学は、それが使ってよい公知の情報（データ）であるかどうか、また、選別・評価の基準になりうると認められるレベルの情報（データ）であるかどうかを示すための厳密な引用・表記が必要になるということなのである。ここをおろそかにすると、業界のトレンドの紹介や予測のようなものに堕してしまう可能性もあるのであって、学問的成果となりえない恐れがある。そういう意味でビジネス法務学においては、厳格な情報（データ）処理が、研究倫理プロパーの観点からも必須の課題になるのである。

VI ビジネス法務学のハブ構想

1 ビジネス法務学のハブ構想

33 なお、法学系と他の学問分野とで、日本語の概念が異なるという場合もある。私がかつて日本学術会議法学会委員長の時代に寄稿した、池田眞朗「研究倫理と悪意——法学者のエッセイとして」学術の動向 2014年7月号 78頁以下参照。

以上述べたところからすれば、ビジネス法務学は、旧来の企業法務や金融法務に関する研究が、法律学との関係において、「理論と実務との架橋」というような位置づけ³⁴（そこではあくまでも中心は法律学の理論なのであり、その実践についての研究、という位置づけ）をされていたものとは全く異なる。

つまり、すでに述べたように動態をとらえる課題解決型の学問であるビジネス法務学は、静態を論じる（出来上がった法律の研究を中心とする）法律学とは本質的に異なるものであり、世の中が目まぐるしく変わる時代にあっては、ルール創りが後追いになる危険性を持つ法律学よりもいわば優位に立つ存在となりうるのである。そして、法律学が固有の専門性を持つ（いわば一つの聖域を持つ）存在としての優位性を保っていた時代（たとえばビジネススクールでも法律学の授業はなく、そこは弁護士などの専門家に尋ねる話、というように別格に切り分けられている）は終わり、法律を待たずにルール創りを考える（民間企業同士の、あるいは国家間での、契約や協定、合意、などの形でのルール創りが進む）形態が広く行われるようになる、という想定が成り立つ。それらがすべてビジネス法務学のカバーすべき領域になるのである。

さらに、ビジネス法務学の世界では、法律学の知見だけでは足りず、経営学、商学、会計学、経済学、公共政策学、社会学、さらには最近の地政学と呼ばれる形での政治学、等々の知見も必要になる。また、EV（電気自動車）の話でも太陽光発電の話でも分かるように、一定の理系の知識も必要になる。

加えて言えば、変革の時代の動態に対応する新しいルール創りという観点からは、ビジネス法務学は、他の既存の伝統的な学問体系と連携するだけでなく、私の提唱する行動立法学や、私の紹介してきた普及学³⁵など、新し

34 金井・前掲注10) 論文『実務家教員の養成』50頁参照。

35 私は2015年に発表した論稿で、普及学の最初の紹介をしている。池田真朗「債権取引の「電子化」とその「普及」の課題——債権譲渡登記と電子記録債権における「普及学」的検証」Law & Technology 68号（2015年）23頁以下（池田『債権譲渡と民法改正』〔債権譲渡の研究第5巻〕479頁以下所収）。そこで代表的な文献として挙げたのは、E.M. ロジャース著、青池慎一

い学問分野の要素を必然的に取り込む必要がある。

つまり、ビジネス法務学は、それらの多数の新旧学問体系を結ぶ、いわゆるハブの中心に位置するべきことになるのである。これが、私見の提唱する、ビジネス法務学のハブ構想である。

これまでの伝統的な学問体系は、(日本だけでなく世界各国において) それぞれの守備範囲が、かなり異なったものとして構築されており、それらの複数にまたがる研究は、「学際的」とか「分野横断的」などと呼ばれて、特殊な位置づけをされてきた。

しかし、進化発展の日まぐるしい時代に、人類はそれに対応できるのだろうか。新しく生起する非常に多くの課題を解決するためには、学問体系においても、そもそも伝統的な縦割りの学問ではなく、本質的に、「学際」だとか「分野横断的」などという垣根をはじめから持たない、その意味で既存の各学問分野をハブ的につなぐ学問が必要なのではないか。

2 ビジネス法務学の「ハブ適性」

そのような観点からすると、ビジネス法務学はそのハブとなる適性を非常に強く備えていると考えられるのである。

そして、私見がそう考えるのは、単なる感覚の問題ではなく、「課題解決のためのルール創り」をキーワードとした場合の、学問的適性の問題からなのである。

かつて私は、日本学術会議の会員として、その第一部会(人文科学)における法学委員会の委員長を務めた経験がある。その任期の後半に、私は、医学系、震災復興系の小委員会や分科会に、あえて手を挙げて理系の委員に交じって参加をした。というのも、私自身の勝手な観察だったかもしれないが、理系の会員は、もちろんわが国を代表する学者の方々であるので、素人から見ても非常に的確な現状分析や問題提起をされるのだが、その課題を解決す

＝宇野善康監訳『イノベーション普及学』(産能大学出版部、1990年)(原題は Diffusion of Innovations, 翻訳の対象となったのは 3rd edition, 1982) である。

るルール創りの手法や手順に疎い、と感じることがままあったからなのである。つまりせつかく的確な課題分析をされても、それを改善する手段や手法において、結論としてまとめられようとする提言などの内容や形態が、これを法律にするのは困難であろうとか、働きかける先や働きかけ方が違うのではないか、などと感じることがあった。そこで僭越ながら、法学委員長の立場で、せつかくのレベルの高い課題分析を、実現可能性の少しでも高い提言につなげる際の「ルール創り」の手段や手法をまとめるところを支援できないかと考えたのである。その経験が、本稿につながっているといえる。

つまり、「創意工夫を契約でつなぐ」ことが肝要となる時代には、その契約による「ルール創り」の考究を中心に置く学問こそが、各学問のハブとなる資質を備えている、という主張である。

3 ビジネス法務学の法律学との関係

もっとも、ハブとしてのビジネス法務学は、決して従来の法律学と対立関係にあるものではない。ビジネス法務学は、法律学とは「別物」であるとはいっても、法律学の知識や考え方を前提にして成り立っていることは確かなのである。ただ、現在の法律学が、長い歴史の中で法分野ごとの専門性を強めてきた結果、私法学者が公法学や刑事法学に疎いのはもちろんのこと、例えば、本来一般法と特別法の関係にあったはずの民法学と商法学においても、それぞれを専攻する学者が双方の分野を十分に俯瞰出来ているとはいえない。さらに、すでに述べてきたように、民法学の中でも、研究者教員の多数の関心は、学理的な解釈学に向かっている。このような状況で、法律学が、急速に変化進展する社会に対応していけるのか、というのが、ビジネス法務学の確立を必然とする問題状況であるということはここで繰り返しておきたい。その懸念点の中でも最も重視されるべきが、急速に変化進展する社会に対応する「ルール創り」の能力の問題であって、私見の提唱した「行動立法学³⁶⁾」の主眼はまさにそこにあったのである。

36 池田・前掲注11)の「行動立法学序説」を参照。

4 ビジネス法務学のハブ構想の実証実験例

それでは、論より証拠、というわけで、ここで実際の「ビジネス法務学のハブ構想の実証実験例」を紹介したい。それが、武蔵野大学法学研究所が2023年2月28日に実施した、中村廉平教授追悼・担保法制シンポジウム「検討！ ABL から事業成長担保権へ」である。このシンポジウムについては、それを完全に再現し、さらにそれを補充する3篇の論稿を加えて、2023年7月末に書籍化³⁷が実現している。

このシンポジウムは、周知のように、一方で法務省法制審議会の担保法制部会が中間試案をパブリックコメントにかけ、その後要綱案の取りまとめに入っており、他方で、金融庁が独自の事業成長担保権の立法提案をしているという、いわば立法案の「競作」の状況にある、わが国の喫緊の課題を扱ったものである。そのシンポジウムの開会挨拶で私は、「まずご参加の皆さまにご理解いただきたいことは、これは法律学のシンポジウムではなく、法学研究科ビジネス法務専攻を有する武蔵野大学法学研究所が主催する、「ビジネス法務学」のシンポジウムであるということであります。ビジネス法務学自体が生成途上でありまして、私どもはその確立に努力している最中なのですけれども、法律学とビジネス法務学は違います。」と、宣言している³⁸。それは、このシンポジウムが、発想と構成の両面において、明確に「ビジネス法務学」のシンポジウムと言いきれるものだったからである。

まず外見的にわかりやすい構成面から言えば、登壇メンバーが、いわゆる法律学のシンポジウムのそれではない、産官学連携の新たな試みといえるものになっていた。産としてのABL協会や関西経済界の関係メンバー、それから官として金融庁、経済産業省、財務省近畿財務局の関係者、学として追手門学院大学経営学部長で事業性評価の専門家である水野浩児教授と、法務省法制審議会部会のメンバーでもある慶應義塾大学法科大学院の前院長の片

37 前掲注5)に掲げた、池田編著『検討！ ABL から事業成長担保権へ』（武蔵野大学法学研究所叢書第2巻）（武蔵野大学出版会、2023年7月）である。

38 池田眞朗「開会挨拶と本シンポジウムの趣旨」前掲注37)『検討！ ABL から事業成長担保権へ』17頁。

山直也教授、そして実務と研究を両立させている、本学特任教授でメガファーム所属の弁護士2名（栗田口太郎弁護士、有吉尚哉弁護士）、という構成である（栗田口弁護士には当日、金融庁案と法務省の担保法制改正案とを比較する報告を、有吉弁護士には、当日質問のあった金融庁案の信託構成の部分についての論考を、お願いした）。これはすでにどこの大学院法学研究科や法学部でも、どの私法系の学会でも実施していないメンバー構成のシンポジウムとなっているといえる。

実際、各報告者の報告内容は、学問的に言えば、法律学以外に経済学、経営学等にまたがる内容になっている。ビジネス法務学がハブとなるべきことの一端がここに示されていると言ってよからう。

さらに、その発想、課題設定の観点である。それは「ABL（Asset Based Lending, 動産債権担保融資とか流動資産一体担保型融資と訳される）から事業成長担保権へ」というタイトルに示されているのであるが、決して表面的な担保形態の類似性をいうのではなく、わが国のABLが中小企業の事業を継続させる「生かす担保」³⁹として機能してきたその発想、理念の、事業成長担保権の提案への継続性の有無を検討するということにその主眼があった⁴⁰。

つまり、少なくとも主催者の私の力点は、立法技術や個々の規定案の分析よりも、誰のための、何のための立法（ルール創り）か、という観点に置かれていた。それこそがビジネス法務学なのである。「中小企業金融の近未来」というシンポジウム副題も、（事業成長担保権は決して中小企業金融に用途が限定されるものではないが）そのような発想、理念の観点からご理解いただきたいのである。

39 「生かす担保」論については、池田・前掲注14)の諸論考を参照。

40 私は開会挨拶において、「本日のシンポジウムは、出発点として、ABLを動産・債権中心の流動資産一体担保型融資と捉えまして、そこからの発展形として、企業の事業性評価とつながる包括担保権としての事業成長担保権を考えるということにいたします。」と述べ（池田・前掲注38）17頁）、その解題の論稿で、筆者らの関心がABLの理念と事業成長担保権などの立法提案との発想上の共通点にあるとして、「生かす担保」論について詳論している。池田・前掲注5）4頁。

以上のシンポジウムが武蔵野大学法学研究所叢書第2巻に収録されたわけであるが、すでに本稿冒頭で掲げた、法学研究所叢書第1巻『SDGs・ESGとビジネス法務学』も、まさに課題解決型の（これからルールを創る）テーマに取り組んだ、すでにその意味で優れてビジネス法務学の論文集であったことをつけ加えておこう。

5 高齢者法学からの検証

ここでもう一つ、法律学プロパーの問題でもありビジネス法務学（そしてそのハブ構想）の問題とも考えられる例を挙げて検証を加えておこう。それが、武蔵野大学大学院法学研究科が3つの重点研究課題⁴¹の一つに挙げている、高齢者法学なのである。

最初に述べておくことは、そもそも高齢者法学は、非常に広範な領域を持つ「高齢者学」の一部であり、その高齢者学自体が現在も生成過程にあるということである（したがって当然高齢者法学も生成途上のものである）。高齢者学は、福祉、金融、医療、相続等、学問的にも多数の学問分野を包摂するものであり、その広範な領域を持つ高齢者学の中の、「ルール」ないし「ルール創り」に関する部分に焦点を当てるのが「高齢者法学」ととりあえず把握しておこう。ただし私はこの分野に十分な専門的知見を有しているわけではなく⁴²、また本号（武蔵野法学19号）には専門のシンポジウムや論説が同時掲載となるため、本稿では本稿の視点からの分析にとどまることをお断わりしておく。

武蔵野大学では、まず法学部に2017年から「高齢化社会と法」という科目を樋口範雄特任教授担当の科目として新設し、大学院法学研究科では、同教授を中心に複数のフォーラムやシンポジウムを行ってきた（その直近のものが、本誌本号に記録が掲載されている、2023年3月7日に開催された武

41 前注40)の開会挨拶中でもその旨明示しているように、担保法制を含む金融法務学、SDGs・ESGとビジネス法務学、そして高齢者法学を3本の柱とする。池田・前掲注38)16頁参照。

42 次注に掲げる各フォーラム、シンポジウムについても私は法学研究科長として実施のスーパーバイザーの役目を果たしたにとどまっている。

蔵野大学法学研究所シンポジウム「高齢者法のカリキュラムと実務家教員の活躍の可能性——これからの『高齢者法学』の確立を目指して」である⁴³。またその実践例として、大学全体の行事としての「古稀式」という産官学連携・地域貢献型イベント⁴⁴の実施を働きかけて実現してきた。

この高齢者学およびその一部となる高齢者法学は、高齢化社会の諸課題を解決するための、まさに「課題解決型」の学問である。日本をはじめ、高齢化社会が急速に拡大している先進諸国にとっては、喫緊に整備されるべき学問である。学問体系としては、ジェロントロジー（「老人学」と訳されるが最近では「高齢学」などという表記もある）としてスタートし、東京大学高齢社会総合研究機構などで研究が深められてきた。

ただそうすると、本稿で私見が指摘したところによれば、高齢者法学は（広範な内容を持つ高齢者学の一部を担うものに過ぎないとしても）、伝統的法律学の枠内で構築される限りは、その「課題解決のためのルール作り」に向かない欠陥を有することになる。実際、たとえば民法が定める成年後見の制

43 都合3回のフォーラムやシンポジウムを実施している。①2021年3月2日開催の武蔵野大学大学院法学研究科博士課程開設記念連続フォーラム第3回「高齢者とビジネスと法 Online フォーラム」がその最初で、武蔵野法学15号28頁以下（横書き179頁以下）に掲載されている（報告者は、樋口範雄、尾川宏豪、外岡潤、八谷博喜、東浦亮典の各氏で（報告順）、開会挨拶・本フォーラムの趣旨を池田が述べた）。②次いで2022年3月3日に『高齢者学から実践へ——「古稀式」の開催に向けて』というシンポジウムを、本学のしあわせ研究所と共同で開催し、その記録は2022年9月刊行の武蔵野法学17号241頁以下（横書き3頁以下）に掲載されている（報告者は、樋口範雄、石上和敬、秋山弘子、辻哲夫、西希代子、小此木清、池田眞朗である）。それらから得た知見を基に2022年9月に武蔵野大学武蔵野キャンパス（西東京市）で、産官学連携の古稀式という、実践イベントの開催につなげた。さらに2023年3月7日に開催された武蔵野大学法学研究所シンポジウム「高齢者法のカリキュラムと実務家教員の活躍の可能性——これからの『高齢者法学』の確立を目指して」が、本号（武蔵野法学19号）に掲載されている。

44 古稀式は、前注①のフォーラムの報告者尾川宏豪氏が提案した「還暦式」のアイデアを、私共が70歳の「古稀式」に改めて、市民参加型のイベント（古稀を祝いつつ高齢者がよりよく生きるための学びを得る）として考案されたものである。その第一回は2022年9月に、武蔵野市、西東京市等4市の支援を受けて、武蔵野大学しあわせ研究所主催のイベントとして成功裏に実施され（基調報告は樋口恵子氏、その後10の分科会に分かれて、多数の市民の聴講を得た）、その成果は樋口恵子＝秋山弘子＝樋口範雄編著『しあわせの高齢者学』（弘文堂、2023年）として出版されている。第2回は2023年9月30日開催の予定である。

度が十分に機能していない⁴⁵ ことなど、制度的な不備や対応の不十分さは、多く指摘されている⁴⁶。

それゆえ、あるべき高齢者法学は、法律学の中の一科目として設置される場合も、担当者にはマルチな専門能力が要求されるのは当然であるし⁴⁷、さらに言えば、高齢者法学は、その課題解決、ルール創りの機能において、既存の法律学の概念枠組みを超えた、「動態把握からルール創りへ」という流れがスムーズに実現できるものとして、構築されるべきものということになる。つまり、高齢者法学は、まさにビジネス法務学のカテゴリーで構築されるべきものなのである（もちろん実際には、親族関係で完結するケースもあり、また、高齢者法学には、高齢者の自己決定の問題なども含まれるのであるが、それらはビジネス法務としての検討対象からはいったん外しておく）。

ただ、そのように述べた場合の一番の抵抗感は、「高齢者対象ビジネス」に対するイメージの問題かもしれない。

つまり、本稿が論じてきた「ビジネス法務」は企業法務と金融法務の総体を包含しているのであるが、その場合のビジネスの形態は、ほとんどがいわ

45 東京大学高齢社会総合研究機構の未来ビジョン研究センター客員研究員の辻哲夫氏（肩書は当時。元厚労省次官）は、「成年後見制度が基本的には最も大事な制度なんですけども、これは認知症が発症してからしか用いられないということで、逆に言うと非常に使いにくいんですね。そして成年後見人の仕事というのは、民法 858 条にありますように、一つは財産の管理なんですけども、通常、身上監護といわれるそうですが、住居の確保、生活環境の整備、施設への入所の手続きや契約、こういう法的行為を誰かがやらなければいけないわけですね。成年後見は認知症になってからやっと後見人を選ぶわけなんですけども、それがわずかしか使われていないとなると」云々と述べている（辻哲夫「超高齢社会での喫緊の課題」（前掲注 43）②シンポジウム報告）武蔵野法学 17 号 206 頁（横書き 36 頁）以下。

46 小此木清弁護士は、「法定後見制度はいうまでもないのですが、高齢者需要に応える支援供給者側の仕組みづくりがあまりにも遅れています」として、詳細に解説する（小此木清「超高齢社会におけるシニアを生かす法的支援」（前掲注 43）②シンポジウム報告）武蔵野法学 17 号 183 頁（横書き 63 頁）以下参照。

47 たとえば、民法のみの研究者として養成された者（しかも現代の日本では民法の中でも財産法と家族法の研究者教員がかなり区別されて養成されている）が単独で担当することはかなり困難であろう。現代のわが国の高齢者法学をリードする樋口教授が、英米法から代理法、医事法、信託法という各専門分野に通じていることがその証左である（それらの専門分野のつながりがまさに高齢者法学を形成するといえる）。なお樋口教授の先導的な著書として、『超高齢社会の法律、何が問題なのか』（朝日新聞出版、2015）、『アメリカ高齢者法』（弘文堂、2019）がある。

ゆる B to B の問題であるのに対し、高齢者対象ビジネスの場合は、その多くが、当事者は、企業（法人）ないし専門家と、高齢者個人、といういわば B to C の問題になる。本稿では、企業活動における利潤追求の問題に触れてきたが、それが高齢者法学の場合にはかなりセンシティブな問題としてクローズアップされるのである。契約という「ルール創り」が、当事者の公平や適切な保護を確保してなされるのかという懸念である。

問題分析の詳細は、本号掲載の他の論稿に譲るが⁴⁸、例えば既存の法制度や立法措置を待つよりも任意後見契約や死後事務委任契約等のさまざまな（いわゆる民民の）ルール創りで対処しようとする場合、本稿の観点からすると、スキーム提供側（業者・専門家側）の倫理観や規範的判断力が他のビジネス法務学各論よりもいっそう重要となるということである。本稿では高齢者法学にこれ以上言及する準備がないが、高齢者対象ビジネスは、非常に広範・大量なビジネスチャンスが想定されるものであるだけに、卑近な表現をすれば、高齢者を「食べ物にする」ことがあってはならないのである。その意味で、高齢者対象ビジネスは、ビジネス法務学のいう、倫理や規範的判断力が非常に重要になる分野といえる。

なお、以上はいわゆる高齢者対象ビジネスの観点から言及したにとどまる。「高齢者学」自体は、現在、アクティブ・エイジング、サクセスフル・エイジング⁴⁹の視点で成長しつつあり、高齢者は「保護」の対象となるだけでなく、元気で資産もある高齢者が人生100歳時代をどう充実させて生きていけるか、という観点も重要になっている。ここに、「高齢者法学」のもう一つの問題があることを最後に指摘しておこう。つまり、たとえば「消費者法」の世界では、消費者は情報弱者として保護の対象となり、消費者保護、事業者規制のテーゼで法律が作られてきた。しかし高齢者法学では、高齢者の、加齢による判断力低下等に対する保護と、人生の後期ないし終末期の充実の支

48 本誌本号掲載の尾川宏豪「任意後見制度のパラダイムシフト」序論」参照。

49 秋山弘子「長寿社会に生きる」（前掲注43）②シンポジウム報告）武蔵野法学17号227頁（横書き17頁以下）参照。

援（また取引主体としての正当な尊重）という、複層的な要請に応えるルール創りを目指さなければならないという、独特の複雑な要素があるのである。

いずれにしても、ビジネス法務学の「動的把握」「課題解決型」という特質が、高齢者法学に必要な不可欠であることは疑いなく、高齢者法学とビジネス法務学の関係性はこれからも考究を深めるべきテーマと言える。

Ⅶ ビジネス法務学の「教育」

1. ビジネス法務学の学部段階での教育とその教材

以上の論旨をもとに、以下では、ビジネス法務学の「教育」について考えてみたい。すでに縷々述べてきたことからすれば、本格的なビジネス法務学教育は、大学院レベルで実施することになるだろうが、その「素養」は学部段階で培うことになるだろう。そうすると、現状の大学の学部構成からすれば、やはり法学部法律学科の段階でその「素養」を植え付け、育てる必要がある。

その場合の要点は、これもここまでに述べてきたことから明瞭なように、法律学の知識や考え方をベースとして、いかに法律学から脱却した、広い視野を獲得させる教育が学部段階でできるか、ということになるだろう。

これも自らの行ってきたことで恐縮なのだが、他にまだあまり類例がなさそうなので、以下の紹介をお許しいただきたい。

2014年に「マジョリティのための法学教育」を標榜して開設した武蔵野大学法学部法律学科（私池田が開設のカリキュラム等の設計責任者）では、数年前から、「ルール創り教育」を強調した授業を広く行い、私の民法債権法の授業においては、教科書にもそれをうたってきた。

現在第7版になっている、学部レベルの入門教科書として位置づけている拙著『スタートライン債権法』⁵⁰では、2017年月出版の第6版から、新たに「ルール創りの観点から」と称するコラムを50項目以上設けて、法改正や新規立法のあるべき形態や理念を基本から説くようにしたのである。そのはし

50 池田真朗『スタートライン債権法』（日本評論社、第6版2017年、第7版2020年。なお初版は1995年である）。

がきには、「『マジョリティ』のための『ルール創り教育』の試行例」と明記した⁵¹。また、その『スタートライン債権法』の一段上の標準教科書としてレベル設定をしている拙著『新標準講義民法債権各論』⁵²では、2010年の初版の段階から、類書よりも詳細な形で、いわゆる非典型契約（無名契約）の記述を厚くして、リース契約、クレジット契約はもとより、フランチャイズ契約、会員権契約等を紹介し、これも同レベルの類書にはあまり記述のない契約条項の款も設けて、コベナンツ条項、表明保証条項など（一般には大学学部で教える例は多くないがビジネス法務では常識の範疇に入る）を解説している。これらも、「創意工夫を契約でつなぐ」ビジネス法務学を研究する予備軍を育成する布石であった。

さらに、より明瞭にビジネス法務学を意識して作った教材が、編著の『民法 Visual Materials』の第3版⁵³であった。これは、第2版まで民法学習の補助教材としての資料集と位置付けられていた同書を、明確な問題意識を持って、ビジネス法務学の教材として（ことに実務家教員が民法を教える場合の、主教材にもなりうるものとして）改版したものである⁵⁴。

その趣旨はすでに別稿に示したところであるが⁵⁵、同書は、前身の『目で見える民法教材』⁵⁶（初版1988年、私はその共編者の中で最年少であった）以来、民法の編別順に、登記簿や契約書など、本来講述に必要な資料を掲げて解説する、資料集（まさに法律学の補助教材）として位置付けられてきた同

51 池田・前注50)『スタートライン債権法』（第6版）はしがきii頁。

52 池田真朗『新標準講義・民法債権各論』（慶應義塾大学出版会、初版2010年、第2版2019年）

53 池田真朗編著（石田剛＝田高寛貴＝北居功＝曾野裕夫＝笠井修＝小池泰＝本山敦著）『民法 Visual Materials』〔第3版〕（有斐閣、2021年）。

54 その改版の意図を述べたものとして、池田真朗「『民法 Visual Materials』第3版の変身——法学教育イノベーションへの一歩」書齋の窓（有斐閣）675号（2021年5月号）46頁以下。

55 池田・前掲注54)論文および池田真朗「実務家教員の適性を生かす法律学教材の開発とその使用実践——『民法 Visual Materials』による法学教育イノベーション」池田編著『実践・展開編 ビジネス法務教育と実務家教員の養成2——武蔵野大学「実務家教員 COE プロジェクト」報告』（武蔵野大学法学研究所、2022年）67頁以下参照。

56 下森定＝國井和郎＝泉久雄＝岩城謙二＝淡路剛久＝鎌田薫＝池田真朗編著『目で見える民法教材』（有斐閣、1988年）。これは当時斬新なものとして評価されたが、その評価はあくまでも「資料集」とどまっていた。

書を、実務家教員であればその特質を生かして、研究者教員にできない、付加価値を示すことができる教材（単なる資料集ではなく、これを使って相当の授業運営ができる教材）として位置付けたのである。

私にとっては、これらがいずれも、ビジネス法務学構築の布石ないし助走であった。

2. ビジネス法務学の大学院レベルでのテキスト例

次に、ビジネス法務学そのものを例えば大学院ビジネス法務専攻で教える場合のテキストについて述べたい。これについても私は、自著ではないが、好適なテキスト例を掲げて紹介している⁵⁷。それは、すでにわが法学研究科ビジネス法務専攻の設置科目「再生可能エネルギー法」の教科書として用いられ、「ビジネス民法総合」で参考書指定をしている（本稿Ⅳ2で既述の）『カーボンニュートラル法務』⁵⁸である。共著者の一人の本田圭弁護士が、本学客員教授として上記「再生可能エネルギー法」を担当している。

カーボンニュートラルに関しては、急速にいくつか類書が現れつつあるが、私は、同書を紹介する中で、同書の教材としての適格性を以下のように指摘した。いささか長くなるが、拙稿の掲載書が一般の目に触れにくいものである⁵⁹、あえて転載する。

「そもそもビジネス法務（学）は、本質的に既存の静態的な法律学とは異なるものなのであるが（つまり、旧来の法律学が基本的には「出来上がっているルールを教授する」ものであるのに対し、ビジネス法務学は、「これからのルール（この「ルール」は法律や条例に限らない、民事取引ルールなども含む広義の概念である）を探究する」ものであるところに明白な相違があ

57 池田眞朗「ビジネス法務と実務家教員作成に求められるもの——『カーボンニュートラル法務』を例に」池田編著『実務家教員の養成——ビジネス法務教育から他分野への展開』（武蔵野大学法学研究所、2023年）21頁以下。

58 前掲注21）24）に既出の、長島・大野・常松法律事務所カーボンニュートラルプラクティスチーム編『カーボンニュートラル法務』（金融財政事情研究会、2022年）。

59 池田・前掲注57）の掲載書は、書店の取次に出ておらず、一部の通販のみで購入可能となっている。

る) (*1)、前述のようにビジネス法務の中のそれぞれの領域で、その対象や内容を定義・画定するところから始めなければならない。この点、本書は、カーボンニュートラル法務を、「脱炭素社会の実現という目的達成のための手段となるハードローおよびソフトローに対して企業がどうアプローチしていくべきか、という問いに答える戦略的法務である」と明確に位置づけている (*2)。この点がまず本書の優れた (大学院法学研究科ビジネス法務専攻のテキストたりうる) 点といえる。この定義・画定がないと、まず学びのアプローチが成り立たないからである。これまでのビジネス法務関係の書物には、いわゆるノウハウ本のカテゴリーに属するものが多く、目的達成のための対策の公開・指南というレベルにとどまるものが大半であった。右のように「カーボンニュートラル法務」を位置づけられれば、それに対する客観的(あるいは場合によっては批判的)分析を加える「ビジネス法務学」が成り立つのである——私見では、さらにそこに後述のように「規範的判断力」等々が加わって一定の分析・評価がなされることになる。

同書は、この定義のもとに、第1章「カーボンニュートラル法務と企業活動の交錯」、第2章「脱炭素化のためのキーテクノロジーと法務」、第3章「電気事業とカーボンニュートラル法務」、第4章「不動産・インフラとカーボンニュートラル法務」、第5章「企業カーボンニュートラル法務」、第6章「ファイナンス取引とカーボンニュートラル法務」の6章を構成する。この6章でカーボンニュートラル法務はまずその全容を把握できると言ってよいと思われるが、大事なことは、このうちおそらく1章たりとも、従来の法律専門科目を担当するいわゆる研究者教員には書けない、ということなのである。そのことはつまり、大学院で「カーボンニュートラル法務」などという科目を置くとすれば、それは実務家教員しか担当できないということの意味する。それだけでなく、たとえば本大学院設置の、「再生可能エネルギー法」という科目にしても、研究者教員が担当するとすれば、まさに再生可能エネルギーに関係する既存の法律を解説するだけの平板な講義にとどまってしまう可能性が大きいのである。

そこに端的に示されるように、ビジネス法務学は「課題解決型」の学問であり、条文解説型（あるいは条文解釈論型）の既存の法律学とは決定的に異なる。そしてそこにおいて、弁護士等、現場で紛争解決や取引ルール創りにあたっている実務家の決定的優位性が示されると思われる（以下略）。⁶⁰

以上のように私はこの書籍を高く評価しているわけであるが、もとより本書は、カーボンニュートラル法務の第一線で業務を行っている弁護士のグループによって書かれたものであり、このようなレベルの執筆者がそろわなければ、なかなかこれだけのテキストは書けない。逆に言えば、先端の社会動態を扱うビジネス法務学はそれだけプロフェッショナル性の高い学問ということになり、その確立後の「普及」が問題になるともいえる。

なお、付言すれば、上記引用部分で強調している「課題解決型」ということについては、たとえば各国のビジネススクールの授業はほとんどがこの「課題を提示し、検討し、解決策を探求する」形態で行われているのではないかと思われる。ビジネススクールでは全く目新しくないことが、法律学にとっては斬新に映る。そういう状況も、「ハブ学問」の必要性を示唆するものとおきたい。

3. ビジネス法務学と実務家教員の養成—法学教育イノベーションへの道

「ビジネス法務学と教育」の項目の最後に、ビジネス法務学を教える側の教員の養成について書いておきたい。上に述べたように、それはレベル的に容易なことではないのであるが、実は、私にとって（そして武蔵野大学大学院法学研究科にとって）当初は単なる実務教育志向、社会人受容志向からの設定であった「ビジネス法務専攻」が、ビジネス法務学の確立・教育を目指

60 池田・前掲注 57) 論文・池田編著『実務家教員の養成——ビジネス法務教育から他分野への展開』24～26頁。なお引用文には注記が2か所あり、*1は、「この点に関しては、池田・前掲「これからのSDGs・ESGとビジネス法務学」31頁以下の記述を参照。」とするものであり、*2は「ここでは、ハードロー（いわゆる法律や条例等）に加えて、ソフトロー（官公庁の指導基準とか業界団体作成のガイドライン等）についても記載していることに注意し評価したい。また「戦略的法務」という位置づけにも注目すべきである。」というものである。

す大学院に進化するきっかけになったのが、まさに、2019年度からの、「実務家教員養成プロジェクト」への参加であったのである⁶¹。

先に述べたように、武蔵野大学は、2019年度の後半から始められた文部科学省の「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」において、社会情報大学院大学（現名称は社会構想大学院大学）を中核拠点校とする「実務家教員COE（Center of Excellence）プロジェクト」にその共同申請校の一枚として参加した。武蔵野大学ではその際、学長からの委嘱で、法学研究所（法学部と大学院法学研究科を統括する組織）がその引き受け部署となった。そこで、「実務家教員」といっても多様な概念があるが、武蔵野大学としては、とりわけ大学院レベルで、たとえばビジネス法務のプロフェッショナル人材について、大学等に所属する実務家教員を養成することを当初のプロジェクト分担目標としたのである。

そして当初は、①問題状況の把握のための有識者意見聴取会の実施、②第一線の実務家教員による講演会の開催、③大学院博士課程における実務家教員育成のための科目「ビジネス法務専門教育教授法」のカリキュラム構築とその教材開発、④法学研究科院生の主幹校の実務家教員養成課程履修、等を行った。そしてその2年間の活動報告書にあたるものとして、1冊目の報告書代わりの著書『アイデアレポート ビジネス法務教育と実務家教員の養成』⁶²を公刊したのである。

そのように手探りで始めた実務家教員養成プロジェクトであったが、それ

61 その毎年の活動実績は、報告書代わりの書籍として出版されている。本稿既出のものもまとめて掲げれば、2019年度+2020年度分が池田眞朗編著『アイデアレポート ビジネス法務教育と実務家教員の養成』（武蔵野大学法学研究所、創文発売、2021年3月）、2021年度分が池田眞朗『実践・展開編 ビジネス法務教育と実務家教員の養成2』（武蔵野大学法学研究所、創文発売、2022年3月）、2022年度分が池田眞朗編著『実務家教員の養成——ビジネス法務教育から他分野への展開』（武蔵野大学法学研究所、創文発売、2023年3月）である。

62 この1冊目（注61）の先頭のものには、二度にわたった有識者の意見聴取会が収録されている。1回目の出席者は柏木昇東京大学名誉教授と石川雅規公益社団法人商事法務研究会代表専務理事（当時）であり、2回目の出席者は、小倉隆志リーテックス株式会社代表取締役社長・武蔵野大学客員教授と杉浦綾子株式会社フロネシス執行役員（不動産鑑定士）・武蔵野大学客員教授である。

を継続していくうちに、ある意味で特殊性のある法律学教育において（ここでは特殊職能教育たる法科大学院教育を除いて考えるのだが）、実務家教員養成が、「実は法律学教育の本質的なイノベーションにつながる重要性を持つことを把握しえた」⁶³のである。私は当時、「事業執行責任者としては、単なる人材養成の問題にとどまらない、法学教育の根幹にかかわる『大魚』をつかんだという実感がある」⁶⁴と書いた。それがビジネス法務学確立のアイデアだったのである。

つまり、従来の解釈学偏重の法律学の欠点を指摘し、それを補充改善する存在として、実務経験者の、実務からの発想を評価し、その、研究者教員が持たない部分を、実務家教員の利点として、実務家教員養成の合理性・必然性を見出し、その大学教員としての技術やノウハウを植え付ける、という一連のプロジェクトが当初想定されたわけである。

しかし、法律学における実務家教員が、法律学の「改善」に寄与するとはいえ、研究者教員のいわば補助的存在にとどまるのであれば、実務家教員養成は法律学の枠内における単なる(補助的)人材養成事業にとどまるのであって、さしたるイノベティブなプロジェクトにはなりえない。そうではなく、実務家教員の存在が、新しい学問体系の構築のために必然となる、という論理が導き出せるのであれば、状況とその事業の重要性が一変するのである。

この点で、私共が確立を目指すビジネス法務学においては、ビジネス法務の実務を知らない研究者はいわば存在し得ないのであり（その意味では研究者教員と実務家教員を分けること自体が不適切になるのかもしれない）、かつ研究の学問的ベースにおいても、異なった複数の基礎（学位）を持つ（法律学以外に経済学や経営学、さらには工学や薬学や生物学などが考えられる）教員が必要になる。

このようにして、法律学において、従来の（ほとんどが法律学だけを専攻

63 2冊目の書籍（注61）の池田編著『実践・展開編 ビジネス法務教育と実務家教員の養成2』のはしがき2頁。

64 前注63) 同所。

してきた) 研究者教員の抱える問題点を検討し、実務家教員の持つ長所を分析する中で、新たな学問分野としてのビジネス法務学の確立、という命題が明確な形をとるようになり、さらには、ビジネス法務学と法律学との地位の逆転にまで至る道筋さえもが見えてきたのである。

イノベーションという言葉には、「破壊」の要素が含まれると言われるが⁶⁵、新興のビジネス法務学が、中世ヨーロッパにおける大学の誕生以来、世界の大学の主要科目として君臨してきた法律学との地位の逆転にまで至れるとすれば、これは常識の破壊と呼んでもよいほどのイノベーションとなるう。

VIII 結びにかえて

世界史の上で、法学系大学の起源としては、1119年、北イタリアのボローニャ大学が、法学を学ぶ学生の自主的な団体としてつくられ、大学として運営されるようになったのが最初といわれる(ただし、法学のいわば教典となる体系的な書物は、すでに2世紀の段階で作られている⁶⁶)。当時から法学は、神学、医学と並んで、草創期の大学の3専門学部(上級学部)の一つであった。もっとも、判例法国のイギリスでは、古くから法律実務家の私塾のような教育機関で法学が教授されていたようであるが、大陸法の国々では、その後もほぼ似たような(ボローニャに倣った)カリキュラムで大学での法学の教育がされていたようである⁶⁷。つまり、法学はもともと、ローマ

65 たとえば、イノベーション研究を専門とする経営学者である清水洋早稲田大学教授は、「イノベーションは「創造的破壊」といわれる。(中略)イノベーションを持続的に生み出していくためには、創造的な側面と破壊的な側面の両方に目を配る必要がある」と書いている。清水洋「イノベーションの課題(下)」日本経済新聞2019年12月25日朝刊(経済教室)参照。

66 ガイウス(Gaius)の『法学提要』(Institutiones)4巻がそれである。これについての最近の顕著な研究としては、葛西康德=吉原達也=吉村朋代=松本英実「比較法学史研究の一素材としての『法学提要(The Institutes)』——特に体系と普及に関して」法制史研究72号(法制史学会年報2022年)161頁以下が挙げられる。

67 わかりやすい解説として、三成美保「【法制史】中世の大学と法学教育」——比較ジェンダー史研究会(https://ch-gender.jp/wp/?page_id=1705)参照(2023年8月5日最終閲覧)。三成

法以来のいわば「書かれた教典」を基盤として、展開されてきたのである。

安易な関連付けは避けなければならないが、時代が下って、明治維新後のわが国の近代法の導入にあたって、ボワソナードによる、(世界共通と考えられた) 自然法⁶⁸の講義や、フランス民法典の講義から始まったわけである。そのボワソナードは、日本の旧民法典(財産法部分)起草作業にあたって、ローマ法大全をつぶさに参照していた⁶⁹。

このような、長い歴史を経てきた法学の基本的な構造(書かれた既存の教典をベースに改良・発展を積み重ねていく)⁷⁰は、その強固さの証明であるとともに、逆に、急速な地球規模の変化・変革に対する耐性に関する疑問符がつくことも否定できない。万人が信頼して疑わなかった、人間社会のコントロール装置としての法律および法律学が、万能・万全でなくなる時代が来つつあるのかもしれないのである。

もちろん、現代にいたるまでに、法律学(ないしは法学)内部の自己変革の試みは続けられてはきた。たとえば、19世紀後半に判例法国のアメリカで生まれたいわゆるプラグマティズム法学は、自然法論や法実証主義に立つ伝統的法理論を批判して、裁判官の法認識や主体的・能動的判断を論じたが、これは結局、裁判官と学者(つまり判例法国における「判例法学」に携わるプロ集団)の中にとどまった議論であり、その意味では既存の法学の枠組み

教授は、「大陸の諸大学での法学授業には、共通性が強い。使用言語がラテン語で、用いるテキストもほぼ共通しており、カリキュラムはボローニア大学法学部をモデルとしていたからである。」「主要テキストは、ローマ法大全とグラティアヌス教令集であり、とくに、学説彙纂が重視された。」と書いている。

68 当時「自然法」(droit naturel)は「性法」と訳された(井上操訳『性法講義』)。その内容は「ボワソナード流の自然法思想に基づく民法入門」である。池田真朗「ボワソナード『自然法講義(性法講義)』の再検討」法学研究(慶應義塾大学)55巻8号(1982年)1頁以下(池田・後掲注69)『ボワソナードとその民法』25頁以下所収)。

69 わが国の法務図書館に残されるボワソナードの蔵書の中には、彼自身の無数の書き込みのあるラテン語の『ローマ法大全』の大著がある。池田真朗『ボワソナードとその民法』(慶應義塾大学出版会、初版2011年、増補完結版2021年)17頁注18)。なお、当時のわが国の法学教育の実態については、池田真朗「日本法学教育史再考——新世代法学部教育の探求のために」武蔵野法学5=6号(2016年)45頁以下(ことに47頁以下)参照。

70 このように言い切るには批判もあろうが、私見は、これまでの法律学内部の自己変革の試みは必ずしも十分に評価できないと考えている。以下の本文で概説する。

を一步も抜けるものではなかった。そしてそれが、20世紀前半のリアリズム法学につながり、またロスコー・パウンドの、「社会学的法学（Sociological Jurisprudence）」⁷¹の提唱となって（直接の時代的背景は当時の司法への批判もあったようだが）、大陸法系の法律学にも一定の影響を与えたようには見える。つまり、社会性の取り込み、社会変化の承認とそれに対する法律学の対応の必要性の指摘への気づきは現れていた⁷²。これらの法律学内部の（ことに思想的な意味での）変革の試みの歴史は、わが国では近年の森村進教授らの業績⁷³などでまとめられていると評価できるが、繰り返すが、それらはいずれも既存の法律学の内部での変革の試み（あるいは他の学問を既存の法律学に取り込もうとする試み）であり、これに対して本稿に示した私見は、「ビジネス法務学は法律学とは別物である」という位置づけから出発し、「法律」に限定されない、民民の契約（あるいは官民の契約⁷⁴）から国家間の合

71 ロスコー・パウンド（Roscoe Pound）の、社会学的法学（Sociological Jurisprudence）であるが、同名の訳書R・パウンド『社会学的法学』（細野武男訳、日本評論社、1957年）は、パウンドの別タイトルの2講演を訳出したものに、訳者の細野武男が付したタイトルである。パウンドの理論をその著書Jurisprudence（1959）をもとに整理したものとしては、六本佳平『法社会学』（有斐閣、1986）の中の「パウンドの社会学的法学と法理論」（同書40～55頁）がある。

72 なお、ここでは詳論はできないが、「社会学的法学」と大陸法系の「法社会学」はその性格を異にするとされる（前注71）の細野武男の訳者あとがき269頁参照。ただし前注の六本博士はパウンドを「古典的法社会学理論」として、法社会学に取り込んでいる。前掲書40頁、51頁等参照）。ちなみにわが国でも「法社会学」を論じ実践する法学者グループが現れる。これも入会の研究などにみられるように、社会学的な現地調査の手法を取り込もうとするなど、法律学を社会の実相に近づけようとする試みとしては貴重だったが、私見では、社会学と「既存の法律学」とを融合させようとする試みにとどまっていたように思われる。また、いわゆる「法と経済学」については、私見では、そこで導入された経済学が採用する、「人の合理的行動」という前提に異論があり評価できないことはすでに別稿に述べた（いわゆる主流の経済学では人の合理的行動を前提に理論化を試みるが、私見では法律学（とりわけ民法学）では人はかならずしも合理的に行動しないことが前提であり、また、学問として「理論化」を試みるものでもない）。池田・前掲注11）「行動立法学序説」60～61頁を参照。

73 その一例として、森村進編『法思想の水脈』（法律文化社、2016年）を挙げておく。

74 官民の契約というのは、国の民間企業に対する業務委託契約などは従来から広く存在するが、ビジネス法務学が注目するのは、たとえば国が新規技術や新規事業の創出に対して懸賞金を出すようなものである（アメリカなどではすでに一定の例があるが、わが国でも経済産業省が2023年度から試験的に開始している）。この、達成要件を明示しての懸賞募集は、民法の債権編に規定のある「懸賞広告」をその法的基礎とする「契約」となろう（懸賞広告については、ことに2017年の民法改正後は、「単独行為」として説明するものもある。なお日本経済新聞

意等までを含む、広義の「ルール創り」を考究の対象としているのである。

そして私が本稿に述べたビジネス法務学の確立の試みは、そのハブ構想という形で、ビジネス法務学がいわば法律学の上位に位置するという、従来の常識を覆す可能性までを示唆するものとなっている。現状からは飛躍に過ぎるとの批判もあるかもしれないが、これからのめまぐるしい変革の時代は、また地球気候変動についてグテーレス国連事務総長の表現する「地球沸騰の時代」⁷⁵は、それを実現させる可能性がないとは言えない。

今後、ビジネス法務学は、まずその各論を積み重ねることによって、有用性を認識されて存在意義を高め、「課題対応型」の「ルール創り」の学問として確立されていくことが望まれる。「SDGs・ESGのビジネス法務学」「EV（電気自動車）のビジネス法務学」「再生可能エネルギーのビジネス法務学」などが先陣として進展していく必要があるが⁷⁶、変革の時代のビジネス法務学各論は、テーマが目白押しの状態にあると言ってよい。

繰り返すが、ビジネス法務学は、企業等の利益追求のための学問ではなく、人間社会の幸福と持続可能性に寄与する学問として設計され理解されなければならない。

2023年8月26日無署名記事「研究支援 懸賞金型を倍増」を参照)。これは本稿注16)でも指摘した国の研究支援の強化の問題であるが、まさに私の提唱する「創意工夫を契約でつなぐ」ことの好例である(池田眞朗「懸賞広告のビジネス法務学」NBL1252号(2023年10月15日号)1頁参照)。

75 2023年7月にテレビニュースなどで報道された、グテーレス国連事務総長の発言中の表現。なお、SDGsやESGに至る以前からの国連の試みとアナン事務総長(当時)の尽力については、池田・前掲注4)「これからのSDGs・ESGとビジネス法務学」『SDGs・ESGとビジネス法務学』2頁以下。

76 その他、現下の金融法務の課題で言えば、本稿でも若干言及した「地方銀行のビジネス法務学」の研究が急がれるし、さらにこれは技術系の知見から国の政策論や地政学的分析までを必要とするので難問であるが、「半導体のビジネス法務学」も非常に重要な喫緊の課題である。